十二　社員との取引の内容
十三　基金及び代替基金の内容
十四　前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進法人の資産、負債及び純資産の状態並びに純資産の増減の状況を明らかにするために必要な事項
２　前項第九号の「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。
一　当該社会福祉連携推進法人の常勤の役員として報酬を受けている者
二　前号に掲げる者の近親者
三　前二号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人
四　支配法人（当該社会福祉連携推進法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第六号において同じ。）
五　被支配法人（当該社会福祉連携推進法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。）
六　当該社会福祉連携推進法人と同一の支配法人をもつ法人
３　前項第四号及び第五号の「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している」とは、社員総会等の意思決定機関の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えることをいう。
一　一の法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）
二　一の法人の職員
４　第一項各号に掲げる事項を注記する場合に用いる様式は、厚生労働省社会・援護局長（以下「社会・援護局長」という。）が定める。

第五節　附属明細書

第二十一条　各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。
一　固定資産明細書
二　引当金明細書
三　資金収支明細書
四　社会福祉連携推進業務貸付金（借入金）明細書
２　附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。
３　第一項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。

第四章　財産目録

（財産目録の内容）
第二十二条　財産目録は、当該会計年度末現在（社会福祉連携推進認定を受けた日における財産目録にあっては、当該日）における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。
（財産目録の区分）
第二十三条　財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部とに区分して純資産の額を表示するものとする。
（財産目録の金額）
第二十四条　財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。
（財産目録の様式）
第二十五条　財産目録の様式は、社会・援護局長が定める。

附　則

この省令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。